

## ★令和7年度放課後児童クラブ利用申し込みのご案内★

令和7年度の利用申し込み受付を次のとおり実施いたします。

### 受付期間

令和6年11月18日(月)～令和6年12月13日(金) ※土日祝日を除く  
期間厳守でお願いします。

### ① 窓口での申請書提出

受付時間 8:30～17:00  
受付場所 武雄市役所2階 こども未来課

### 準備する書類

- ・利用申込書
  - ・申込みに必要な書類
- ※別紙をご覧ください

### ② 各児童クラブでの受付(16:00～19:00)

日程	児童クラブ名	日程	児童クラブ名
12月3日(火)	あおぞら教室	12月9日(月)	武雄児童クラブ 若木児童クラブ
12月4日(水)	御船ひかりっこクラブ	12月10日(火)	東川登児童クラブ 風の子児童クラブ
12月5日(木)	御船ゆめっこクラブ	12月11日(水)	武内児童クラブ ひまわり教室
12月6日(金)	朝日元気っ子クラブ 朝日なかよしクラブ	12月12日(木)	西川登児童クラブ 橘児童クラブ

※ 受付場所は必ずしも現在利用中の児童クラブとは限りませんので、勤務場所や日程の都合等に合わせお越しくください。

※ 御船児童クラブは、利用人数の都合上2日間に分けております。どちらでも受付可能です。

### ③ オンライン申請の受付 (たけおポータル オンライン市役所)

受付期間内いつでも申請することができます。右記のQRコードを読み取りください。

就労証明書等は添付が必要です。

添付書類が申請する時に間に合わない場合は、受付期間内に提出ください。(郵送可)

添付された書類の原本は、令和7年1月31日までに市役所または利用中の児童クラブに提出ください。



### ④ 夜間受付 12月13日(金) 17:15～19:30

※夜間受付は武雄市役所1階 健康課前スペース

※ 申込に必要な書類(就労証明書など)は、利用申込書と一緒に提出ください。

不備の場合は受付できません。提出後に受理となります。

※ 就労証明書は、弟や妹が保育所等に入園するため、こども未来課に提出済みの場合は不要です。

また、児童クラブを兄弟姉妹でご利用の場合は、1枚のみで大丈夫です。

※ 受付期間内に申込みをされても、希望者が多くなった場合は、待機となることがあります。

ご了承のうえお申込みください。

## 児童クラブについて

令和7年度より、民間事業者への一部業務委託を実施します。委託後も実施主体は市となり児童クラブの入退所や閉開所の決定など重要事項については、これまで通り市が責任をもって実施いたします。事業者については選定を行い、年内に決定の予定です。決定次第お知らせいたします。

### 1. 対象者

放課後児童クラブの利用は、保護者が就労、その他の事情などで昼間いない家庭の児童（小1～6年生）が対象です。

### 2. 開所時間及び休業日

《開所時間》	通常日：学校終了後～19時 土曜日・長期休業・学校代休日：8時～19時
《休業日》	日曜日、国民の祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日 災害等による学校休校日

### 3. 利用料金

利用区分		児童一人あたりの利用料
年間を通して利用する方	8月を除く月	月額 4,000円
	8月	月額 8,000円
学校の長期休業日のみ 利用する方	春季休業(4/1～5)	期間 4,000円
	夏季休業(7/21～8/24)	期間 8,000円
	冬季休業(12/25～1/7)	期間 4,000円
	学年末(3/25～3/31)	期間 4,000円

上記の長期休業の期間は、基本的な日程を表記しております。

※新1年生の春季休業は、入学式前日まで利用できます。

[18時以降料金] 1,300円/月 18時～19時の利用者のみ加算されます。

[土曜日料金] 1,300円/月 土曜日利用者のみ加算されます。

※同一世帯から2人目 半額（加算額含む）、3人目以降は無料

※前年度（R6年度）の市県民税非課税世帯、生活保護世帯は、全額免除の減免措置があります  
のでお申し出ください。

### 4. 注意事項

①利用申込児童数が年々多くなっており、受け入れ体制が整うまで、お待たせをすることがあります。審査基準により必要性が高い方から決定します。

②R7. 4. 1 現在満65歳未満の祖父母と同居の場合、保育ができない証明書類がないとお預かりができません。

③求職活動中は利用ができません。年度の途中で離職された場合も利用ができません。

④土曜日は、クラブによっては2クラブ合同で実施しています。（年交代）

通常と違うクラブでの預かりになります。また、送迎につきましては保護者様でお願いします。ご了承のうえお申込みください。

## 武雄市放課後児童クラブ一覧

小学校名	児童クラブ名	電話番号	定員(予定)
武雄小学校	武雄児童クラブ	080-9532-7251	80
御船が丘小学校	御船ひかりっこクラブ	080-2134-6628	80
	御船ゆめっこクラブ	090-5921-9576	80
朝日小学校	朝日元気っ子クラブ	080-2019-3330	80
	朝日なかよしクラブ	080-8848-3830	80
若木小学校	若木児童クラブ	080-2072-2474	80
武内小学校	武内児童クラブ	080-8362-2796	80
西川登小学校	西川登児童クラブ	080-8885-6902	40
東川登小学校	東川登児童クラブ	080-2011-3299	80
橘小学校	橘児童クラブ	080-2111-6723	40
山内東小学校	風の子児童クラブ	080-9283-7554	40
山内西小学校	ひまわり教室	080-2134-7909	40
北方小学校	あおぞら教室	080-2019-3830	80

在籍校の児童クラブを利用します。

※各クラブの定員は、国の基準に基づき設定しています。

## 1. 利用できる基準について

放課後児童クラブを利用できる児童は、市内に住所を有する小学校1年生から6年生までのうち、次のいずれかに該当する児童です。

- (1) 児童と同居している保護者等（父・母・65歳未満の祖父母・叔父・叔母等）が昼間に居宅外で働いている場合
- (2) 児童と同居している保護者等（父・母・65歳未満の祖父母・叔父・叔母等）が昼間に居宅内で日常の家事以外の仕事（自営・内職・農業等）をしている場合  
※農業は農業所得申告がある方と専従者のみ、自営は営業所得がある方等。

- ・通常日利用の場合、『終業時間が15時（1,2年生は14時）以降』が対象となります。
- ・長期休業のみ利用の場合、『8時～19時までの間で4時間以上就労』が対象となります。  
※就労証明書に基づきます

- (3) 母親が妊娠中または産後間もない場合（産前6週(多胎妊娠の場合は14週)、産後8週)
- (4) 児童と同居している保護者等（父・母・65歳未満の祖父母・叔父・叔母等）が疾病、負傷又は心身の障がいを持っている場合
- (5) 親族に疾病、負傷又は心身に障がいのある人がいるため、児童と同居している保護者等（父・母・65歳未満の祖父母・叔父・叔母等）が長期にわたり看護・介護にあっている場合
- (6) 就学のため、児童と同居している保護者等（父・母・65歳未満の祖父母・叔父・叔母等）が日中居宅外にいる場合

- (7) 児童と同居している保護者等（父・母・65歳未満の祖父母・叔父・叔母等）が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
- (8) 前各号に類する状態にあると市長が認める場合
- ※上記要件に該当していない65歳以上70歳未満の祖父母等と同居している場合は、審査基準で減点対象になります。

## 2. 申込みに必要な書類

利用を希望される方は、次の書類を提出してください。

(書類不備の場合は受け付けません)

①児童クラブ利用申込書（様式第1号）

②保育ができないことを証明する書類（次表1～8）

※弟や妹が令和7年度保育所に入園するための証明書をこども未来課に提出済みの場合は不要。

※65歳未満の祖父母と同居している場合には祖父母の証明書類も必ず提出してください。

1	居宅外労働（お勤め）の場合	就労証明書
2	居宅内労働（自営・内職・農業）の場合 ※農業は農業所得申告がある方と専従者のみ。収入を証明する書類が必要。 ※自営の方は、自営を証明する書類（営業許可証、開業届、ほか収入を証明する書類）が必要。	就労証明書 （農業・自営の場合、確定申告されている方以外は収入を証明する書類等）
3	母親の産前産後休暇の場合	申立書、母子手帳の写し （出産予定日がわかるもの）
4	心身に障がいをもつ場合	申立書、障害者手帳等の写し
5	疾病、負傷により通院・入院が必要な場合	通院・入院証明書
6	親族等の看護・介護の場合	介護（看護）証明書
7	就学のため日中居宅外にいる場合	在学証明書
8	震災、風水害、火災等の復旧にあたっている場合	罹災証明書

※様式は、武雄市役所ホームページからダウンロードできます。

※記入漏れや内容についての疑義がある場合は、電話での問い合わせや訪問調査をすることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 3. 利用の取り消しについて（武雄市放課後児童クラブ条例施行規則第8条）

以下の場合、利用を取り消します。

①退所届の提出があったとき。

②児童が帰宅した際、留守家庭ではなくなったとき（利用できる基準を満たさなくなったとき。  
産後休暇から育児休業に切り替わったときなど。）

③児童が放課後児童支援員の指示に従わないとき。

④利用料の納入が2月以上ないとき。